

二宮町二宮駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、二宮町交通バリアフリー基本構想に即して、二宮町二宮駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
 - (1) 二宮郵便局前から二宮駅入口交差点までについての道路の区間
国道1号（二宮郵便局前から二宮駅入口交差点まで）
 - (2) 二宮町保健センター前から国道1号までについての道路の区間
県道秦野二宮（二宮町保健センター前から国道1号まで）
 - (3) 二宮町公民館から県道秦野二宮までについての道路の区間
町道二宮国府津（二宮町公民館から県道秦野二宮まで）
 - (4) 二宮駅南口駅前広場についての道路の区間
町道二宮駅南口駅前広場
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 二宮郵便局前から二宮駅入口交差点までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成20年度から平成22年度まで
 - (2) 二宮町保健センター前から国道1号までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
横断歩道の設置検討
 - イ 実施予定期間
平成20年度から平成22年度まで
 - (3) 二宮町公民館から県道秦野二宮までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成20年度から平成22年度まで
 - (4) 二宮駅南口駅前広場についての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成20年度から平成22年度まで
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 音響信号機等の設置
音響式信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

二宮駅周辺重点整備地区

県道71号(秦野二宮)
標識標示の高輝度化
横断歩道の設置検討

国道1号
標識標示の高輝度化

町道二宮国府線
標識標示の高輝度化

町道二宮駅南口駅前広場
標識標示の高輝度化

地理院地図